

農産物・砂糖受渡細則取扱要領

農産物・砂糖受渡細則取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、農産物・砂糖受渡細則（以下「細則」という。）に基づく農産物・砂糖市場の受渡しに関し、必要な事項を定めたものである。

第2章 一般大豆

(特定業者)

第2条 細則第3条第1項第6号に規定する当社が特定する業者は、次の各社とする。

伊藤忠商事株式会社、株式会社カーギルジャパン、兼松株式会社、三幸食品株式会社、住友商事株式会社、全国農業協同組合連合会、双日株式会社、太洋物産株式会社、東邦物産株式会社、豊田通商株式会社、ノーブル・ジャパン株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、株式会社ミルトン、株式会社ヴォークス・トレーディング

(認定取引参加者)

第3条 細則第3条第1項第6号に規定する当社が認定する取引参加者は、次の各社とする。

伊藤忠商事株式会社、株式会社カーギルジャパン、兼松株式会社、互明商事株式会社、三幸食品株式会社、丸市株式会社、丸紅株式会社

(品位基準)

第4条 細則第3条第1項第8号に規定するブラジル連邦共和国産大豆及びパラグアイ共和国産大豆の品位基準は、次のとおりとする。

- (1) 油分：18.5%以上
- (2) 水分：14.0%以内
- (3) 夾雑物：2.0%以内
- (4) 被害粒：8.5%以内（うち熱被害粒及び焼粒の合計は4.0%以内で焼粒は1.0%以内、カビ粒は6.0%以内）
- (5) 破碎粒：30.0%以内
- (6) トウゴマの実及び皮：0.005%以内
- (7) 緑豆：8.0%以内

(受渡品明細通知書)

第5条 細則第4条第2号に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の種類、銘柄、等級、受渡日、出港年月日、生産国名、荷造の種類、数量、倉庫名及びその所在地、倉荷証券の番号、積来本船名、入港年月日並びに遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別の大豆である旨等を記載するものとする。

(指定倉庫)

第6条 細則第7条に規定する指定倉庫は、次のとおりとする。

株式会社上組
 鹿島支店サイロ
国際埠頭株式会社
 豊浦倉庫
昭和産業株式会社
 鹿島工場
全農サイロ株式会社
 鹿島支店
千葉グレーンセンター株式会社
東洋埠頭株式会社
 川崎支店
株式会社日新
 神奈川埠頭倉庫
日清物流株式会社
 磯子サイロセンター
日本サイロ株式会社
 千葉事業所サイロ
横浜倉庫株式会社
 鈴繁埠頭営業所

第3章 小豆

(票箋貼付)

第7条 細則第14条第1項第2号ハに規定する票箋貼付は、次のとおりとする。

- (1) 当社が指定する票箋貼付の機関は、一般財団法人日本穀物検定協会、一般社団法人日本海事検定協会及び指定倉庫とする。
- (2) 票箋貼付の申込みは、荷口の荷主が随時前号の実施機関に対して行うものとする。
- (3) 前号による申込みを受けた実施機関は、当該荷口につき原産地証明書、船荷証券又

はインボイス等の書類により確認するものとする。

- (4) 票箋は、実施機関の責任において確認した当該荷口に対し、次号に定める所要事項を印刷したものを毎個に貼付するものとし、その方法はシール貼付によるものとする。
- (5) 票箋の記載事項及び様式は、次のとおりとする。

イ 記載事項

産年、産国名（中華人民共和国産赤小豆にあつては、このほか天津又は東北の別）、品名、積出港、量目（正味30kg）、貼付年月日、倉庫略名及び所在地、票箋貼付機関名

ロ 様式

票箋の大きさは、原則として、12cm×6cmとし、ラベルシートA4判6面を使用する。また、活字は10.5ポイント以上、色は黒とする。

《印刷記載例》

カナダ産赤小豆

産	年	〇〇〇〇年産	6cm
産国名・品名	カナダ産赤小豆		
積出港	バンクーバー		
量目	正味30kg		
貼付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
倉庫名及び所在地	〇〇倉庫 横浜 大黒		
貼付機関名	〇〇検定協会 〇〇支部		
12cm			

中華人民共和国産赤小豆

産	年	〇〇〇〇年産	6cm
産国名・品名	中華人民共和国産天津赤小豆		
積出港	天津港		
量目	正味30kg		
貼付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
倉庫名及び所在地	〇〇倉庫 横浜 本牧		
貼付機関名	〇〇倉庫 横浜 本牧		
12cm			

- (6) 票箋貼付済のものは、他の荷口と別ハイとして保管するものとする。
- (7) 票箋貼付に要する諸経費は、荷主が負担するものとする。

（品位基準）

第8条 細則第14条第1項第2号ホに規定する品位基準は、次のとおりとする。

- (1) 中華人民共和国産赤小豆

- イ 水分：16.0%以内
- ロ 夾雑物：1.0%以内
- ハ 不完全粒及び夾雑物の合計：10.0%以内
- ニ 形質：一般流通品以上
- ホ 完全粒：90.0%以上

(2) カナダ産赤小豆

- イ 水分：16.0%以内
- ロ 夾雑物：1.0%以内
- ハ 不完全粒及び夾雑物の合計：2.0%以内
- ニ 形質：一般流通品以上
- ホ 完全粒：98.0%以上

2 前項の品位基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 完全粒は、産地固有の粒形及び色沢を有する成熟粒（中華人民共和国産赤小豆にあつては直径4.5ミリメートルの丸目ふるいの上に残る粒、カナダ産赤小豆にあつては9スロット（64分の9インチ）の縦目ふるいの上に残る粒）で、不完全粒及び夾雑物を除いた粒をいう。
- (2) 形質は、皮部の厚薄、充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- (3) 不完全粒は、被害粒（病害粒、虫害粒、変質粒、欠損粒、皮切れ粒等）、未熟粒及び異色粒をいう。
- (4) 夾雑物は、異種穀粒及び異物をいう。

（受渡品明細通知書）

第9条 細則第15条第2号に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の種類、銘柄、等級、産年、産地、荷造の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号等を記載するものとする。

（貨物証明書）

第9条の2 細則第15条第7号に規定する貨物証明書は、当社が倉荷証券に記載されている次の内容を転記したものをいう。ただし、当該倉荷証券を解除した場合は無効とする。

- (1) 国内産小豆にあつては、種類・品質、荷造の種類、数量（単量及び総量）、紙袋表示名、倉庫名・保管場所、入庫日及び倉荷証券の番号等を記載するものとする。
- (2) 外国産赤小豆にあつては、種類・品質、荷造の種類、数量（単量及び総量）、本船名、積出港、入港年月日、倉庫名・保管場所、入庫日及び倉荷証券の番号等を記載するものとする。

（指定倉庫）

第10条 細則第18条に規定する指定倉庫は、次のとおりとする。

味の素物流株式会社

大黒埠頭倉庫

乾汽船株式会社

平和島倉庫、山下埠頭倉庫、大黒埠頭倉庫

岩崎倉庫株式会社

北立川倉庫

株式会社上組

本牧埠頭倉庫、大黒埠頭倉庫、南本牧物流センター

川西倉庫株式会社

大井営業所倉庫、山下営業所倉庫、本牧営業所倉庫、大黒営業所倉庫

国際埠頭株式会社

豊浦倉庫

澁澤倉庫株式会社

板橋倉庫、山下埠頭倉庫

鈴江コーポレーション株式会社

山下埠頭営業所第2倉庫、大黒埠頭営業所倉庫

中外倉庫運輸株式会社

子安営業所、本牧営業所、大黒埠頭第2営業所

株式会社帝国倉庫

清澄営業所、板橋営業所

東京食料センター株式会社

辰巳倉庫

東京倉庫運輸株式会社

五色橋倉庫

株式会社日新

新興倉庫、神奈川埠頭倉庫、山下北倉庫、本牧東倉庫

日清物流株式会社

磯子サイロセンター

藤木企業株式会社

本牧ターミナル倉庫

富士倉庫株式会社

新山下第2事業所、本牧埠頭事業所（A突・B突）、大黒埠頭事業所

富士倉庫運輸株式会社

塩浜1号倉庫、芝浦倉庫

丸全昭和運輸株式会社

大黒埠頭倉庫営業所

三井倉庫株式会社

東京港事務所（青海A号）、千若事務所
三菱倉庫株式会社
青海配送センター（1号・2号）、本牧倉庫
安田倉庫株式会社
芝浦営業所倉庫（1号・6号）、板橋営業所倉庫、本牧営業所倉庫
株式会社八楠
大黒埠頭倉庫営業所
横浜倉庫株式会社
鈴繁埠頭営業所
株式会社横浜貿易倉庫
大黒営業所、大黒埠頭営業所
株式会社梶原倉庫
帯広1号倉庫
北菱産業埠頭株式会社
札幌倉庫、石狩倉庫
豆の国十勝協同組合
共同倉庫（帯広）
三ッ輪運輸株式会社
石狩2号倉庫、十勝1号倉庫

第4章 とうもろこし

（特定業者）

第11条 細則第30条第4号及び第33条第5号に規定する当社が特定する業者は、次の各社とする。

伊藤忠商事株式会社、株式会社カーギルジャパン、兼松株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、豊田通商株式会社、日本飼料株式会社、ノーブル・ジャパン株式会社、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、株式会社ヴォークス・トレーディング

（荷受渡しの場所）

第12条 細則第31条に規定する埠頭は、次のとおりとする。

川崎港 東洋埠頭株式会社川崎支店埠頭
横浜港 国際埠頭株式会社埠頭
日清物流株式会社磯子事業所埠頭
千葉港 千葉共同サイロ株式会社埠頭

千葉グリーンセンター株式会社埠頭
日本サイロ株式会社埠頭
鹿島港 昭和産業株式会社鹿島工場埠頭
全農サイロ株式会社鹿島支店埠頭

(受渡品明細通知書)

第13条 細則第32条第5号に規定する受渡品明細通知書は、産地品名等級、受渡数量、積来本船名、出港年月日、荷受渡港名(埠頭名)、入港予定日、輸入商社名及び旗振商社名、本船荷捌会議開催予定日並びに受方名等を記載するものとする。

(本船荷捌明細書)

第14条 細則第33条第1号に規定する本船荷捌明細書は、当該積来本船の陸揚港の順序、荷受渡港(埠頭)名、陸揚数量、各荷受渡人ごとの受渡数量、荷受渡予定日及びその他荷捌きに関する必要事項を記載するものとする。

第5章 粗糖

(海上保険)

第15条 細則第41条第2号及び第54条の規定による海上保険料及び海上保険金額については、次の各号に定めるところによる。

(1) 保険金額

送状価格 (Invoice Value) 以上

(2) 付保条件

粗糖約款 Raw Sugar Clauses

増値約款 Increased Value Clauses on Raw Sugar

戦争危険約款 Institute War Clauses

同盟罷業、一揆、暴動担保約款

Institute Strikes Riots and Civil Commotions Clauses

(3) 付保範囲

当該荷受渡港(埠頭)の最寄りの保管場所までは、渡方の付保範囲とし、船等により保税回漕する場合は、当該積み替え地点から受方の付保範囲とする。

(荷受渡しの場所)

第16条 細則第42条に規定する荷受渡港は、次のとおりとする。

東京港、千葉港、横浜港、清水港、衣浦港、名古屋港、泉佐野港、堺港、大阪港、神戸港、宇野港、門司港、博多港、細島港

(受渡品明細通知書)

第17条 細則第43条第10号に規定する受渡品明細通知書は、積来本船名、日本到着予定日、産糖国名、産糖年度、荷受渡港名（埠頭名）及び数量並びに荷受渡港（埠頭）が指定荷受渡港（埠頭）である場合はその旨を記載するものとする。

(本船荷捌明細)

第18条 細則第44条第1号に規定する本船荷捌明細には、当該積来本船の陸揚港の順序、荷受渡港名、数量及びその他荷捌きに関する必要事項を記載するものとする。

(過不足重量の調整金額の算出)

第19条 細則第48条第2項に規定する金額は、荷受渡予定日における1番限月の当該荷受渡予定日を含む前後7営業日以内の帳入値段による単純平均価格（10円未満四捨五入）に、トン換算した過不足重量を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とする。

(糖度格差金額の算出)

第20条 細則第48条第3項に規定する金額は、受渡値段から次条により算出した海上保険料相当額及び海上運賃相当額を差し引いた値段に格付表に定める加減率を適用して算出した糖度格差額に、トン換算した正味陸揚数量を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とする。

(海上保険料相当額及び海上運賃相当額)

第21条 前条に規定する海上保険料相当額及び海上運賃相当額は、次のとおりとする。

- (1) 海上保険料相当額は、受渡値段を基準として付保条件による保険料率（0.4%）により算出された相当額（円未満切り捨て）とする。
 - (2) 海上運賃相当額は、当月限納会日（早受渡しにあっては早受渡日の前営業日）に当社が次項に定める方法で算出した米ドル建て海上運賃を当月限納会日（早受渡しにあっては早受渡日の前営業日）に三菱東京UFJ銀行の発表した対顧客当日渡電信売相場（当日発表がなかったときは、翌営業日以降に発表された最新のものとする。）により円換算した1,000キログラム当たり金額（円未満切り捨て）とする。
 - (3) 前2号は、受渡日にかかわらず、当該限月の受渡しのすべてに適用する。
- 2 前項第2号に規定する海上運賃の算出方法は、次のとおりとする。
- (1) 当社は、当社が指定した者（以下「調査協力者」という。）に対し、糖度格差金額の算出にかかる海上運賃（以下「海上運賃」という。）の調査を依頼することができる。
 - (2) 海上運賃は、バラ積甘蔗分蜜粗糖をタイから日本へ海上輸送する際の米ドル建て運賃とする。この場合において、海上輸送に供する船舶の載貨重量（Deadweight Tonnage）は、12,000トンを基準とする。
 - (3) 調査協力者は、当月限納会日（早受渡しが成立した場合において、当社からその受

渡日の通知があった時は、当該受渡日の前営業日)における海上運賃を当社に報告するものとする。

- (4) 当社は、調査協力者から報告のあった海上運賃のうち、最高値及び最低値をそれぞれ1本ずつ除外した数値の単純平均(小数第3位を四捨五入)を算出し、これを海上運賃とする。

(揚港割増賃)

第22条 細則第50条第1項第2号に規定する揚港割増賃のレート等は、次のとおりとする。

- (1) 揚港割増賃のレートは、当該本船の傭船契約書のものとする。ただし、当該レートが、次号に定める上限レートを超えた場合、当該超えた部分は、渡方の負担とする。
- (2) 揚港割増賃の上限レートの算出方法は、次のとおりとする。
- $5,308,000\text{円(港費)} \div 12,000\text{トン(貨物積載量)} \div \text{為替(TTS)}$ (小数第3位切上げ)
- (3) 当社は、前号に定める方法で算出した揚港割増賃の上限レートを、当月限納会日の属する月の前月の最初の営業日に公表する。
- (4) 揚港割増賃の計算に適用する為替レートは、前条第1項第2号に定めるレートに同じ。
- (5) 揚港割増賃の計算方法については、
- イ 積来本船ごとの揚港割増賃を実際の陸揚数量により、当該積来本船の受方が当社を通じ渡方にその都度支払う。
 - ロ 当該限月の受渡しが複数の積来本船による場合は、当該限月の受渡しに係わるすべての積来本船の受渡しによって支払われた揚港割増賃の合計額を、当該限月の受方それぞれの実際の陸揚数量で按分して、各々の揚港割増賃の負担額を算出し、当社を通じて受方間の調整を行う。
- (6) 揚港割増賃の支払い時期は、前号のイにあっては、積来本船ごとに行う最終調整時(重量及び糖度調整)とし、ロにあっては、当該限月の最終受渡本船の最終調整時に行うものとする。

(早出料及び滞船料)

第23条 細則第50条第1項第3号に規定する早出料及び滞船料については、次の各号に掲げるとおりとし、受渡当事者間において、原則として受渡日から90日以内に精算を行うものとする。

- (1) 早出料及び滞船料のレートは、当該積来本船の傭船契約書のものとする。
- (2) 早出料及び滞船料の計算は、業務規程第50条に規定する受渡期間内に積来した当該本船の傭船契約書、積合せ撒原糖荷捌基準要綱及び商慣習によるものとする。ただし、細則第43条第3号ロの場合は、オン・バース(On Berth)時を計算開始時期とする。
- (3) 早出料及び滞船料の計算に係る1好天荷役日当たりの荷揚量は、当該積来本船の傭船

契約書に記載された荷揚量又は1,500トンのいずれか低い方とする。

第6章 雑則

(改廃)

第24条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第1条 第4条（品位基準）の変更規定は、平成25年9月4日に施行し、平成26年12月限以降の限月から適用する。

第2条 第5条（受渡品明細通知書）の変更規定は、平成25年9月4日に施行し、平成25年10月限以降の限月から適用する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成26年2月14日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第9条の2（貨物証明書）の新設規定並びに第7条（票箋結付）及び第8条（品位基準）の変更規定は、平成26年5月8日に施行し、平成26年11月限以降の限月から適用する。

附則

第10条（指定倉庫）の変更規定は、平成26年10月1日に施行する。

附則

第2条（特定業者）の変更規定は、平成26年11月27日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成27年7月6日に施行する。

附則

第10条（指定倉庫）の変更規定は、平成27年9月30日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成28年2月1日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成29年7月20日に施行する。

附則

第3条（認定取引参加者）の変更規定は、平成29年10月1日に施行する。